

岩手県告示第 233 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 107 号
- 2 供用開始の区間 遠野市宮守町字下鱒沢 26 地割 12 番 5 地先から 27 地割 36 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 20 年 3 月 25 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - (2) 期間 平成 20 年 3 月 25 日から同年 4 月 25 日まで